

○財務省告示第百五十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年四月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年五月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（三十年）（第四十
二回）
二 発行の根拠
法律及びその
の
法律第二十三年法律第七十五号。
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）は、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）は、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）は、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者

十 十
三 二

十 一
ロ イ

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格

額 そ 額
面 れ 面
金 ぞ 金
額 れ の 額
百 円 応 百
円 に 募 円
っ き 価 っ
き 格 き
百 円 七 上
銭 錢 の

(一) 年

は、募入七パーセント
は、募入決定の通知を受け
式により払込金額を加え、
十号に規定する日額を第
むものとする。期に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 17}{100} \times \frac{26}{365}$$

(二)

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録さるもの
座についで、は、記録さるもの
にり算出した金額から該金
よりに算出した金額から該金
額に百分の二十・三・五乗
をたし、おいた、取得者
が非発行時に、又は、外国
るが、合に、前記(一)の算式

十四 初期利子

より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

平成二十六年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利金

平成五十六年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十六年四月十五日